

第1回北区多文化共生指針策定検討会

平成29年5月23日（火）19:00～20:30

北とぴあ 801会議室

委員10名、事務局4名

【事務局】 それでは、定刻となりましたので、これより第1回北区多文化共生指針策定検討会を開会させていただきます。

それでは、皆様には大変お忙しいところ、検討会の委員をお引き受けいただきましたことに、本当に心から感謝を申し上げます。

本検討会の委嘱状につきましては、お席の机の上に置かせていただきましたので、よろしく願いいたします。

本検討会は初めての顔合わせとなりますので、後ほど皆様方に会長、副会長を選任していただくまで、進行を務めさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、まず初めに、委員の皆様のご紹介をさせていただきます。皆様には後ほど経歴などをご紹介いただくことになっておりますので、ここでは簡単なご紹介のみとさせていただきます。

（各委員及び事務局スタッフの紹介）

【事務局】 それでは、次第に沿いまして進めたいと思います。これから検討会の運営などについてご説明をさせていただきたいと思いますが、その前に本検討会の組織運営などにつきまして、基本的なことを規定してございます検討会設置要綱を、簡単にご説明させていただきます。お手元の資料の1番でございます、この検討会の設置要綱になります。こちらについて、簡単にご説明をさせていただきます。

まず、検討会設置要綱の第1条の目的でございます。こちらはこの検討会を設置した目的について定義してございます。

続いて、第2条の所掌事項でございます。この事務分掌につきましては、多文化共生推

進のあり方、それから方向及びそのほか必要な事務ということでございます。

第3条、構成のところでは、委員構成についてお示しをしております。

第4条の委員の任期でございますが、本日委嘱をしまして、その後、答申が出たところで満了というふうにさせていただければと思っております。

続いて、第5条の会長及び副会長についてでございます。これから互選でお決めいただくことになってございます。

続いて、その下、第6条のところでございますけれども、検討会の招集、定足数、議決などにつきまして表記してございます。本日は検討会が組織されていないために、事務局から招集をさせていただいているといった状況になってございます。

第7条の庶務でございますけれども、この庶務につきましては、北区の総務部総務課において処理するものとさせていただいております。

それから、第8条の補則でございますが、このほかの事項、その他要綱に定めるもののほか、検討会の運営に必要な事項は、総務部長が定めるということとしてございまして、検討会と十分調整をさせていただいた上で、行っていきたいと考えております。

それでは、これより会長、副会長の選任をしていただくこととなります。要綱に沿って、皆様に互選によりお決めいただくということになっております。いかがいたしましょうかよろしければ、事務局のほうから提案をさせていただければと思います。

(会長、副会長選任の提案)

皆様どうですか、いかがでございましょうか。

(拍手)

どうもありがとうございます。

それでは、会長、副会長の就任の挨拶をいただければと思います、どうぞよろしく願いいたします。

【会長】 答申を得るまで誠心誠意、この会議の民主的かつ活発な運営に心がけたいと思いますので、よろしく願いします。

私自身は2004年、平成16年に北区国際化ビジョンに関わらせていただきました。それからだいぶたってしまったので、この間の変化を踏まえて、今回 up to date な指針になればいいなと思っていますので、ひとつよろしく願いいたします。

【副会長】 会長を上手にサポートできるように頑張りたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

【事務局】 どうもありがとうございました。

それでは、これからの検討会の議事進行につきましては、会長様にお願いしたいと考えております。どうぞよろしく願いいたします。

【会長】 では、時間もありませんので、どんどん進めたいと思います。お手元にある議事次第に沿いまして、まず、本検討会に対しての諮問を受けたいと思います。本日は花川区長が公務によりご欠席ということですので、事務局から代読していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

【事務局】 それでは、北区長から預かってきてございます北区多文化共生指針策定の諮問について、代読をさせていただきます。

(諮問文朗読)

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

【会長】 ありがとうございました。

基本的には、今の諮問の内容は、先ほどのこの検討会の設置要綱の第2条に書かれていますことですね。多文化共生に係る北区の施策の指針及びその他必要な事項ということで、確認していただければいいと思います。

では、次に、検討会の運営についてということで、議事の6番目です。お手元に資料の2が配付されていると思いますけれども、事務局よりご説明お願いいたします。

【事務局】 それでは、資料2番の北区多文化共生指針策定検討会の運営等にかかわる確認事項について、ご説明をさせていただきます。内容を簡単に読み上げさせていただきますので、ご確認をいただければと思っております。

まず、1番目の総則でございます。招集でございます、検討会の招集につきましては、会長様から招集期日の7日前までに、日時・場所を各委員の皆様へ通知をするものとさせていただきます。

また、欠席、遅参、退席につきましても、申し入れをしていただくという流れになってございます。座席につきましても、あらかじめ定めさせていただくといったものでございます。

続きまして、2番目の会議の公開でございます。原則、会議の運営上支障がない限り、公開といたします。

(2)番目の傍聴人の定員でございます。傍聴人は10人程度をもって定員といたします。ただし、会長が必要と認める場合は、定員数を変更できるといった内容でございます。傍聴の手続につきましては、所定の傍聴簿に自己の住所・氏名を記入の上、所定の傍聴席にて傍聴をいただくといった流れでございます。傍聴人の守るべき事項につきましては、アからエまで表記してございます。これは後ほどご高覧いただければと思います。

(5)番目の会議記録の公開でございます。本検討会の会議記録につきましては、原則として発言者の氏名を記載しないものといたします。会議記録につきましては、事務局で概要版としてまとめまして、内容確認いただいた上で公表をさせていただくものといたします。会議記録は閲覧できるように、ホームページに掲載をいたします。

これまでが会議の公開でございまして、本検討会、きょうの第1回目につきましては、まだこの内容の確認をする前でございますので、これから第2回目以降をこのような内容で進めていけたらと考えております。

また、本日の議事録につきましては、第2回目のときに確認をいただくといった内容になると考えております。

続いて、3点目のその他、委員の辞任でございます。こちらは、一身上の都合などにより辞任する場合は、北区長に申し出てくださいといったもの、それから、(2)番目の区民などの意見、「文書、電子メール、FAXなどにより事務局へ提出することとし」となっ

ございますが、こちらは一旦この素案ができ上がった段階で、パブリックコメントを実施させていただき、そのときに備えての内容になってございます。そのときは、区民の方々から広く意見をいただくために、このような手段で事務局のほうに提出をいただくということで、提出いただいたご意見などにつきましては、事務局で整理をいたしまして、会長様と協議した上で、検討会で報告をさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

【会長】 どうもありがとうございました。

ご質問、ご意見等ございますでしょうか。いかがですか。

私から確認させていただくと、1の総則の(2)、欠席、遅参、退席の際に、あらかじめその旨、会長に申し出なければならないというのは、形式的には会長ですけれども、事務局に言っていただくということによろしいですね。

それから、2の会議の公開の(4)のア「傍聴人はいかなる事由があっても、議場に入ることができない」とありますが、これは議会の場合は議場とそうでないところが、空間的に仕切られていますが、ここだと議場というのはこのテーブルを指して、傍聴人はこの後ろにいるということですよ。一応そういう理解でよろしいですか。

【事務局】 次回以降は、広い会議室で開催しますので、その際は仕切りはないにしても、離れたところに傍聴席を設置させていただきます。

【会長】 なるほど。この会議がありますよということは、北区ニュースなどで告知されるんですか。

【事務局】 ホームページです。

【副会長】 その告知によって、傍聴もできますということが示される。

【事務局】 運営してもよろしいでしょうかという確認です。

【副会長】 ということは、傍聴される方も出てくる可能性もあるということですよ。

【事務局】 はい。また、先ほど会長様からご指摘あったとおり、欠席や遅参の場合は、事務局のほうにお電話をいただければと思っております。

【会長】 あと、会議記録のつくり方や公開の仕方について、特にご意見はないですか。よろしいですか。個人の名前は出しませんということですが、会長と委員というふうにした場合、会長は特定されてしまいますが、それはもうやむを得ないと思って、私も了承したいと思いますが、よろしいですか。

事前にご覧いただいた上で出すということ。

【委員】 会長、よろしいですか。

【会長】 どうぞ。

【委員】 会議録の出し方ですが、ほぼ発言の内容どおり……

要約すると、その意味が違うという様な事もありますし、ある程度そのまま出すという事でいかがでしょうか。

【会長】 では、おおむねもう概要ではなくて、そのままの発言が記録として出るということで、その場合、名前は出ない。一度チェックしていただく機会は保証されている。よろしいですか。

では、ほかにはございませんでしょうか。なければ、これでいきたいと思います。傍聴の希望があつたら、基本的にはオープンで、物理的な制約があるから、一応 10 名程度まで。よろしいですか。

(一同同意)

どうもありがとうございました。

ここからは、皆さんに自己紹介をしていただきたいと思います。この会議に臨むに当たって、ご自分の経験やお考えをお 1 人 3 分程度でお願いします。

では、名簿順にいききたいと思います。副会長からよろしくお願いします。

【副会長】 友好協会事務局で、30 年以上、携わっております。そんなことで、東京都のほうでも副理事長という、大役を仰せつかっています。実は私は本業が不動産業でして、最近外国の方の北区転入が多いと実感している一人です。東南アジアの方も増えており、

最近多いのはベトナムとかミャンマーとか、20年ぐらい前から中国の方の留学とか就学が増えてきていましたが、今は、ミャンマーとかベトナム、そういう国からの学生さんとかも、賃貸でお部屋を借りにきています。

そういう中で、いろいろと文化の違いを感じるどころが、体験上いくつかありますので、この会議で役立つお話ができたらと思っております。

以上でございます。

【会長】 どうもありがとうございます。

それでは、お名前順にお願いいたします。

【委員】 私は去年の9月下旬まで、19年間ぐらい、中国の遼寧省の大連というところで日本語教師をしておりました。中国に行く前は日本語教室のほうにも参加してまして、帰国後も引き続き、また、大体同じように参加しています。また、今は日本語教師をアルバイト的にやっております。

ということで、中国方面にはちょっと詳しいといえますか、長年住んでいましたので、中国の人の気持ちとか性格とか、よくわかると思います。この会でもそういったことで何かお役に立てることがあればと思っております、これからよろしくお願いいたします。

【会長】 では、続いて、よろしくお祈りします。

【委員】 私はボランティアの日本語教室を立ち上げてまして、それを20年間ずっとやっておりましたが、4年前にもう年代的、体力的にということでそちらは引退しまして、今は外国人の親子サークルとして、外国人のお母さん方の支援と親子の居場所づくりをやっています。こちらは23年間ずっとやっております。最初の頃参加していた中国のお母さんが、今ではボランティアとして私と一緒に活動してくださって、とても助かっています。また、その頃の子供たちも成長して、今はもう社会人になっている方もたくさんいます。外国のお母さんも最初は中国、韓国、フィリピンだったのが、先ほど副会長さんがおっしゃっていたように、ネパール、ミャンマー、ベトナムの方、と、だんだんいらっしゃるお母さんの国籍も変わってきております。

ただ、私が最初に北区国際文化課のボランティアに登録したとき、外国人は9,000人ぐらいだったのが、今約1万6,000人ぐらいに増えている、その割には国際文化課が縮小し、無くなり、寂しいなというのを感じております。

【委員】 国際文化課が、今では国際化担当と縮小され、そういう点では、私は物足りなく思っております。オリンピックがあるので、また少しは盛り返してくるのかなというふうには思っております。

【会長】 ありがとうございます。

では、次の方お願いいたします。

【委員】 私の団地は5,000世帯ありまして、当時は小学校が2つあって、今は残念ながら1つになりましたが。最近小学校に、中国、韓国、それから中東の方がたくさんいらして、団地にも入居されています。その中で外国人親子を集めて、毎週火曜日の午後3時からNPO法人の方が図書館カフェというのをやっております。中国の小さなお子さんとお母さんたちが来て、結構盛り上がってしまっていて、夜8時ぐらいまでやっているような状況です。それもまだ始めて1年弱ぐらいです。いろいろ年代に合わせた本がたくさん置いてあって、それをその年代に合わせて読み聞かせをして、中国のお母さんたちと一緒にやっています。

国際化と言いましても、なかなか非常に困った問題等が多く、いわゆるルールづくり、コミュニティというものがないものですから、やはりごみの問題、分別とかの点で苦労しています。

ただ、お子さんたちと学校のPTA等と連携して、少しずつ、何とか関係がうまくいきつつあるというところです。

少しでもお力になればと思いますので、よろしくお願いいたします。

【会長】 皆さんすばらしい活動をしておられますね。

それでは、次の方、お願いいたします。

【委員】 日本語教育機関です。今日ご出席の方も、日本語教育に携わっている方が多い

とお見受けしましたが、最近ニュースなどで、非常にイメージを損なうようなことが、取り沙汰されております、私どもの教育機関では、そういうところとは一線を画しております、東京都の認可を受けた教育機関として30年運営しております。定員は150名なので、比較的小さなサイズでやっているところです。

今、このような教育機関は、全国に600校ぐらいあると言われていて、ほとんど中国、ベトナム、ネパールの学生が多く占めているというふうに聞いております。私どもの機関は、国籍でいうと台湾の学生が一番多くて、全体の6割ぐらいを占めております。その次がインドネシアの学生で2割ぐらい。あと、マレーシアとかタイ、香港などがちよつとづついるという国籍の構成になっています。中国、ベトナム、ネパールという、今非常に増えているところの学生さんは1人もいないということで、国籍構成からいってもちよつと変わった教育機関だと言えらると思います。

カリキュラムが全日制の課程をとっておりまして、朝からずっと夕方まで授業があるということで、基本的にアルバイトをする学生も少なく、全体の5%ぐらいしかアルバイトをしていません。ですので、学生たちは授業が終わってから、いろいろなアクティビティに参加しておりまして、北区のいろいろな活動にも積極的に参加させていただいて、今日の資料の中にある、北区国際化推進施策の概況というところにもありますが、ホームステイとか短期国際交流員の事業などにも、私たちの学生が参加させていただいて、非常に日本語の勉強にもなっていますし、国際交流にもなっているということで、ありがたいなと思っているところです。

卒業しますと、半分ぐらいの学生は日本の大学、大学院、専門学校に進学します。最近では日本での就職を希望する学生たちが増えておりまして、就職もしやすい状況になっています。昨年度で100人中10ぐらいの学生が日本で就職を果たしました。といったような具合です。よろしく願いいたします。

【会長】 ありがとうございます。

では、次の方、お願いします。

【委員】 どうもこんにちは。初めまして。

私は日本語がとても下手なのに、委員会に誘っていただいてありがとうございます。私の勤務している学校は、ちょうど創立 50 周年になります。学校のイベントなどには、ぜひ皆さんに来ていただけたらと思います。学校の近隣の皆さんと家族ということで一緒に文化交流を前向きにやりたいと思っています。

学校は、ハーフの生徒、50 の国籍の生徒さんで構成されていて、幼稚園の 3 歳児から高校生の 18 歳までの 1,250 人が通っています。毎年 50 人ずつ生徒さんが増えているので、非常に狭く感じております。

ですが、地元の自治会に加入しており、自治会にもいろいろお世話になりながら、皆さんのおかげで、働いています。学校が北区に移転してきてから、北区内に引っ越してくるご家庭が、少しずつですが増えてきています。もともとこちらの学校に通っている子どもたちの家庭の多くが、新宿区とか港区に割とまだ多く住んでいます。これから将来的に、こちらの学校の保護者がどんどん北区のほうへ引っ越しができるように、どういうことができるのかとか、そういう話をご一緒にできたらうれしく思います。よろしく願います。

【会長】 よろしく願います。

それでは、次の方、お願いいたします。

【委員】 ここにいる皆様、何人かお会いしたことがあります。私は北区に 20 年以上住んでおりまして、出身は中国です。本当に北区は私の第 2 の故郷とも言えます。

今、私は学校でボランティアをしております。

2011 年 3 月、私は旅行学校に通っていて、2011 年 3 月 31 日に卒業する予定でした。しかし 3 月 11 日、東日本大震災が発生して…大勢の中国人、中国に帰りました。

私も、中国にいる親戚から電話があって、帰ってくるよう言われました。でも、私は家族がここにおいて、当時子どもは 6 年生です。卒業式も控えております。そして、うちの子どもは、私は日本人です、絶対帰りたくない。その時、私は強くそう思いました。

そして、北区のために、子どものために、私が今何ができるかと思って、総務課と教育委員会と福祉、一遍にボランティア登録をしました。

その後、2年ぐらいしてから、だんだん中国人が日本に戻ってきました。もううれしくて、あんな状況だったのに。それから学校でボランティアの仕事を週2~3回しています。1人6時間です。だんだん子どもが増えてきて週4~5回の時もありますが、すごくやりがいがあります。

【会長】 ありがとうございます。では、次にいきますね。

【委員】 どうぞよろしくお願いいたします。

私は今回、北区ニュースを拝見しまして、それでこの委員の公募が出ていましたので、それに応募して選んでいただきました。北区では今、田端に住んで3年になります。まだまだ北区民としても、いろいろな経験からいっても、皆様には同じ委員としていただくのは大変恐縮だなと思っているんですけども、今回北区民として意見をということですので、自由に一北区民として何かお役に立てることがあればなというふうに思っております。

個人的には、この委員に応募したきっかけというのが、子どもが、北区の保育園に通っております。中国のお子さんとかベトナムのお子さんとか、保育園の中もたくさん多国籍のお子さんがいらして、きっとこの子たちが大きくなっていく時代というのは、もうそれが当たり前な時代なんだろうなと思ひまして、そういった子どもたちが大きくなるときに、国に関係なくみんなが気持ちよく暮らしていけるような社会になることに対して、あと、彼女たちにとって彼らたちにとって地元になるこの北区が、よりよいところになればいいなと思って今回、何か意見をさせていただくことができればと思って、この場にいさせていただいています。

先ほどから中国にご縁のある方が多いなというふうに思っていたんですけども、私も学生時代に中国語を勉強しておりまして、それでもっとお隣の国ともよく理解し合いたいなと、国際交流とかそういう文化、理解は重要だなというところで、それを今職業として国際交流を推進というか、そういう国際交流の機会をたくさんの方に提供するような、そ

ういう仕事を今やっております。

具体的には今、日本語教材を制作するというようなところで携わっておりまして、今いろいろ日本語教育のお話も出たので、そういったところにもとても関心を持っております。

まだまだ経験も浅いのですが、ぜひここで勉強させていただけたらと思っています。どうぞよろしく願いいたします。

【会長】 どうもありがとうございました。

非常に多彩なメンバーがそろっていますね。これで質疑応答を始めたら、今日はそれで終わってしまいそうですね。あと、協議というところで少し時間がとれるかと思っておりますので、そこでまたご意見等あればお願いいたします。

次に、今日の資料について、説明を事務局からお願いしたいと思います。

【事務局】 資料1、2については、もうご覧になっていらっしゃると思いますので、資料3から説明させていただきます。資料3につきましては、本検討会で検討いただく概要をお示ししたものでございます。2番に検討期間をお示ししましたが、来年3月までには指針を策定したいと考えております。本検討会は11月までとさせていただいておりますので、それを答申として区にいただいた後、指針案として議会及び区民の方にお示ししてご意見をいただきながら、最終的な指針を策定していきたいと考えております。

また、4に検討内容をお示しいたしましたが、事務局としましては、今回の指針をこれらの3つの観点からお考えいただきたいと思いますと思っております。

1点目は、外国人も日本人も安心して暮らすことができるまちづくりについてでございます。多言語表記などにつきましては、区でも順次取り組んでいるところでございますが、日本人も外国人も生活しやすいまちにするためには、どのような仕組みが今後必要になってくるのかといった点を、ご検討いただきたいと思いますと考えております。

2点目です。多様性を尊重し支え合える地域づくりということで、外国人区民を真の地域住民として受け入れるためには、どのような取り組みが必要かということについて、ご検討いただきたいと思いますと考えております。外国人も地域に溶け込んで活躍していけるような仕

組みを、今まで以上に考えていく必要があると思っております、ここに設けさせていただきました。

3点目です。地域における交流の充実。こちらは区民主体の国際化推進活動についてご検討いただきたいと考え、挙げさせていただきました。今日ここにいらっしゃる皆様は、まさに具体的にさまざまな活動をされていらっしゃいますが、それをより多くの区民の方に広め、活動できるようにするためにはどうしたらいいのか、どのような仕組みをつくる必要があるのか、また、そのために区はどのような役割を果たしていけばいいのかということについて、議論していただきたいと考えております。

また、指針の策定の際には、このような内容を章立てにしようとする事務局では考えておりますので、たたき台としてご理解いただければと思っておりますので、よろしくお願いたします。

続きまして、資料4にいかせていただきます。資料4では資料3の検討内容を踏まえまして、検討会を全4回開催するということにいたしまして、それぞれどういうテーマで皆様にご議論いただきたいかをお示ししたものでございます。大変タイトなスケジュールとなっておりますが、よろしくお願申し上げます。こちらに1回目から4回目までのテーマを挙げさせていただいておりますので、ご一読いただきまして、後ほどご質問等をいただけたらと思っております。

それでは、次に進みます。資料5でございます。こちらは北区基本計画2015の中から、国際化に関する部分のみを抜粋したものになっております。議論の際の参考にしていただければと思っておりますので、後ほどこちらもご一読いただければと思っております。

次に、資料6でございます。こちらは北区国際化推進ビジョンの中から、多文化共生にかかわる部分を抜き出したものになっております。今回の指針はこのビジョンの施策の方向を具体化したものになりたいと考えておりますので、資料としてこちらをご用意させていただきました。

続きまして、資料7でございます。こちらは緑色の冊子になります。北区の国際化施策

の概況、平成 27 年度版でございます。28 年度版につきましては、ただいま作成中でございますので、でき上がり次第、また改めてこの場で皆様にお配りしたいと考えております。

こちらは当課で毎年発行しているもので、区における国際化の白書と位置づけているものでございます。こちら後ほどご高覧いただければと思います。国際化で行っているイベント、あとは配布している印刷物など、一覧にしてこちらに載せておりますので、今後の検討の際のこちらをご参考になればと思います。

続きまして、資料 8、A 4、横のものになります。こちらが東京都の多文化共生推進指針の概要版になっております。こちらの東京都の指針を踏まえた上で、北区の今回の多文化共生指針を策定していきたいと考えてございますので、ご用意させていただきました。こちら議論の際の参考にしていただければと思いますので、北区は北区らしいもちろん指針を策定することを考えておりますが、この東京都の指針を無視するわけにはいかないので、こちら北区の指針を考える際の土台というふうに位置づけていただければと思います。

資料 9 です。こちらは多文化共生にかかわる事例等が掲載されているホームページを、ご紹介させていただいています。参考になるかと思っておりますので、こちらのほうもご覧いただければと思っております。総務省のほうでは、多文化共生事例集というのを出してありますし、東京都では多文化共生推進指針について詳しいものが掲載されております。あとは自治体国際化協会、こちらでは多文化共生についてさまざまな事例が載っておりますので、ご覧いただければと思います。

資料 10 からは少し大きな表をつけさせていただいております、こちらは人口統計などの資料になってございます。まず、1 枚目、こちらは東京都の統計データから印刷したものになります。区市町村別国籍・地域別外国人人口、上位 10 カ国ということで載っておりますが、必ずしも北区の上位がこの 10 カ国であるわけではありません。あくまでも東京都の統計です。

これは 4 月 1 日現在のものですので、外国人総数 1 万 9,771 名となっておりますが、最

新版の5月の北区の外国人人口は、今2万人を超えまして、2万348人です。

あと、こちらの大きい2枚組になっているものですが、こちらは区内の町丁目別の日本人と外国人の世帯数と人口の統計数になっております。見にくくて大変申し訳ございません。この地域には日本人が何人、外国人が何人住んでいますよ、男女の比率はこうですよというのが、こちらに載っております。

こちらは今後の議論の際にご活用いただければと思っております。

【会長】 以上ですか。

【事務局】 以上です、こちらは当局で今回作成した冊子になっております。現況を知るというところで、こういうときはこういうものがありますよというような、生活便利帳みたいなものです。冊子は皆さんに1人1冊ずつお配りしておりますので、それも後ほどご高覧いただければと思います。

資料については以上です。

【会長】 どうもありがとうございました。

コンパクトに説明していただいたので、大分後の時間がゆったりととれそうです。ありがとうございます。

それでは、8番の資料説明というのが終わりましたので、この資料の内容、あるいはその前に委員の方の自己紹介で出た話についても、もしご質問あれば出していただいて結構ですけれども、その前に一応私のほうで、少し今回の指針づくりに対して申し上げたいポイントがあるので、いくつか申し上げたいと思います。

1つは、先ほどの資料6にありますように、これまで北区では国際化推進ビジョンということで、「国際化」という概念を政策のキー概念にしておりました。今回は多文化共生指針ということで、「多文化共生」という概念に変わっております。先ほどとあわせまして、北区国際化推進施策の概況という、こういう今の具体的な区の取り組み、個々の事業が書いてありますけれども、これを多文化共生という視点から見直すと、別の整理の仕方があるのかと思います。

では、多文化共生とは何なんですか、これがまたすごく難しいのですが、2006年に総務省が、地域社会の多文化共生を進めるプランをモデル的に打ち出しました。そして都道府県とか政令指定都市は、そのモデルに従って各自治体にふさわしいプランをつくってくださいということを依頼したわけです。依頼というか、そういう方向で動いてくれるように通知をしました。それに対しまして、都道府県レベルでは、ほぼ各都道府県で多文化共生推進指針はできているということですが、中にはプランとなっていないくて、国際化という計画の中に位置づけていますというところもあります。

市町村はどうかというと、多文化共生推進プラン、あるいは多文化共生プランというのを、独自につくっているところがまだ6%ぐらいと非常に少ないです。今回は指針という、ガイドラインですから、プランまで具体的な事業に落とし込むということは、まずないと思います。おおよその方向づけとその柱、それから、全体をまとめる理念、それをしっかりとつくって、少なくとも10年は使える、有効な指針になればいいなと思っています。

具体的な施策は、3つの柱がありましたが、その下にそれぞれ位置づけられていくのではないかと思います。それで、皆様からの意見を踏まえながら、その指針を具体的に進めていくときのいろいろのポイントとか留意事項も出していただければ、血の通ったものになるのではないかと思います。

そういうことで、今度は13年ぶりに「国際化」から「多文化共生」となるので、ぜひそういう施策の基本的な概念を、大事に掘り下げていくことができると考えています。

【副会長】 ひとくくりにはできない非常に広い問題だと思うのですが、北区に限ってというと、多文化の中でも中国、東南アジアの方が多いです。もちろんそれ以外の国の方もいらっしゃるのですが、どちらかというと中国を初めとした韓国、東南アジアの方が多い。そういう中でヨーロッパだ、アメリカだというよりも、むしろ、そういう東南アジア、中国の方たちとの共生についてのほうが、何かわかりがよいのかなと。

あまり広げるよりも、少し絞ったほうがわかりがよいのかなという気もしています。

【会長】 北区らしさ、北区らしいガイドラインですね。

今、私のほうから進め方について、私の簡単な所見というか、申し上げましたが、もう一つありまして、2006年に多文化共生推進プランというのが総務省から出たときは、まだ外国人の住民は支援される対象、サポートされる対象という感じが強かったんです。しかし、先ほどのお話もありましたが、震災が起きたときに、その後被災地で支える側に回った外国人の方も多いんですよ。そういう意味では多文化共生というのは、日本人が外国人を助けてあげるとか、サポートするというニュアンスから、だんだんとお互い対等の立場で、一緒に相互理解しながらやっていきたいと思いますというふうに、変わってきたんだと思っています。

ですから、外国人と日本人と分けなくて、外国人の中にもいろいろな人がいるし、日本人の中にもいろいろな人がいるというふうに考えていくと、先ほどの子どもさんの話とか、世代間の交流とか、それから男女間の交流とか、いろいろなものがあると思いますが、そういう時の多文化というのは、別に国籍とか文化とか言語とか宗教だけではなくて、ジェンダー、社会的な男性・女性の違いとか、世代とか年代とか出身地とか、いろいろなものが複合しているんじゃないかなと思っています。ですから、概念にとらわれず、外国人と日本人というふうに対立的に考えないほうがいいかなと、考えているところもあります。

では、せっかくの機会ですから、この資料についてのご質問でも結構ですし、進め方についてのご意見でも結構です。フリートーキングということで意見交換したいと思います。どなたからでもどうぞ、よろしくお願いします。

【委員】 私の勤務する学校の保護者の様子を見ていますと、多くの保護者の方々が北区、板橋区、東京の北の方に引っ越したいと考えています。ですが、北区でマンション、一棟家、商店街といろいろ見学をしながら、悩んでいる保護者がいます。本当に欧米の方もたくさんいて、こちらの学校の近くに引っ越したいと考えていますので、多国籍のことをもっと、一緒に検討できたらありがたいです。

【委員】 私のサークルにも、9月からそちらの幼稚園に入るのを楽しみにしているお子

さんが最近越してきました、9月から幼稚園に入る予定ですということを知っていますよ。

【委員】 よろしくお祈りします。

【委員】 こちらこそよろしく。

【会長】 中国料理のレストランというのは北区には多いですか。池袋の北口は結構たくさんありますが、王子はどうですか。ニューカマーの中国人のレストランとかありますか。

【副会長】 中国人系の店も結構増えていますね。

【会長】 エスニックコミュニティができると、必ずそこにエスニックレストランとか、いろいろなサービスが生まれてくるのでどうなっているのかなど。

あと、韓国、朝鮮系の方はどうですか。

【副会長】 北区は在日の方は非常に多いです。王子の飲食店街でも、やっぱり韓国系の方が経営するお店もたくさんあります。もちろん赤羽も多い。多分、北区は23区の中でも在日の方が多いところだと思います。

【会長】 中国もあるけれども、朝鮮半島というか。

【副会長】 ただ、もう3世、4世の時代になっているので、皆さんも日本生まれ、日本育ちです。

【委員】 登録者数でいくと、漸減傾向がずっと続いています。

【会長】 それは全国的にそうで、高齢化して減少しています。だんだん日本の国籍を取る人が増えていますね。

【委員】 その傾向自体は全体と同じで、そういった方々がマグネットでその国から来られるとかいう、そういう動きはないのかなと思っています。

【会長】 よく社会学でいうと、オールドタイマーとニューカマーとって、古くから住んでいる外国人、例えば在日韓国・朝鮮人、あるいは台湾人の人がいるのですが、戦前は日本人だったのに変な話ですが、外国人にされてしまって、国籍選択権が与えられぬまま戦後処理が進んで、ある日から外国人ですよとなった。だから逆に言うと、日本の国籍を

取るということの、敷居が高くなってしまったというのがあったかもしれません。

その上、1970年代の日中国交回復の後、自力で中国から日本に戻ってくる残留日本人、いわゆる中国帰国者という人たちがあらわれて、80年代に入ると旧厚生省の政策で、日本の政府が中国から残留者を日本に招いて、帰国を助けるというようなことをやったわけです。しかし、ほとんど今、中国に残っている人たちには、自分の親族が日本に来て見つからなくなっています。北区は、中国帰国者の方もいらっしゃるんですよ。

【委員】 多いです。

【会長】 今はもう所沢のセンターもなくなり、サポートがほとんどないということですね。あとは、どうですか。ベトナム難民だった人とか、インドシナ難民の人はあまりいないんですか。

【事務局】 あまりいらっしゃらないです。

【会長】 そうすると、もう80年代以降のいわゆるアジア系の人たちが増えてきたと。難民はあまりいらっしゃらない。

【委員】 難民の方ということで聞いたことはあまりないです。

【会長】 川口に行きますと、川口にクルド人の人たちのコミュニティーがあって、蕨の駅の近くだからワラビスタンといわれています。私も一回取材に行きましたが、クルド人は日本で難民申請してもほとんど認められないです。認めるとトルコ政府が嫌がるので、トルコとの外交関係を悪くしたくないという、そういう問題があるようです。

【委員】 ベトナムの方が相当ふえているのは間違いないです。

【会長】 それは難民じゃないでしょう。

【委員】 難民が増えているという話は、特に聞かないですね。

【会長】 ベトナムの方が増えているのは、中国とベトナムとの関係が悪くなったからです。フィリピン沖とかベトナムの周りに中国の拠点をつくらうとして、前は中国語をかなりベトナムの人は勉強したらしいのですが、最近是中国がちょっと怖いというか、それで日本語を勉強したほうが良いというふうに変わり始めたようなんです。日本語学校はベト

ナム人多いですよね。ベトナムにも日本語学校がものすごく増えました。ベトナムの日本語学校と日本の日本語学校が提携しているんです。そういう話をご存じですよ。

【委員】 ただ、実態がつかめないんですよ。今、日本語学校の設立が、もう簡単な審査でできてしまうので、管轄する官庁もないし、実態がどうなっているか。

【会長】 だから、実はベトナムから来ている日本語学校の生徒の中には、働くということを目的に来ているんじゃないかとみなされる人もいます。それも今大きな問題になっています。

あと、ネパールは失業率が非常に高いということで、大卒でも現地でいい仕事がないので、出てくる人が多いようです。日本への流れができてしまっています。しかし、韓国にも結構ネパールの方はたくさん来ています。それと、台湾とか。あとミャンマーの方は今微妙でしょうか。あまり聞かないですか？

【副会長】 いや、実は私、ここのところミャンマーの方を三、四人、ここ3年ぐらいでお世話していますが、IT関係の人なんですよ。だから、日本語があまりできないで来日しています。そういう方が今ミャンマーから来ています。

【委員】 数年前に、東十条に結構固まってミャンマーの部族がたくさんいました。そこに昔からいたひとりの女性がいろいろお世話をしていて、私たちのところのサークルに来て、一緒に民族舞踊を踊ってくださったりとか、そういう協力関係にあったこともありますが、最近は全然来ていません。

【委員】 クウェートの人で、奥さんは韓国人という方がいて、私は、ITちょっとやっているんですけども、その関係があって、彼とはいろいろな話をするのですが、やっぱりそういう会社に勤めている彼は、考え方がしっかりしているし、我々のバザーとか何かに積極的に協力してくれています。

中国の方が多いのは、埼玉の芝園団地というところがあります。ここはもうかなりの人数が入っていて、そこの方にお話を聞くと、我々日本人がコミュニティーに入ってくださいと言ってもだめで、中国の方がお手伝いしてくれて、中国の方が勧誘するとすごく入る

という、そういうお話を聞いています。我々は全部とはいかないまでも、何人かの外国人と年に1回懇談会をやって、彼らの要望を聞き、また我々からルールを伝えています。先ほどおっしゃったように、東日本大震災のときにはかなりの人が中国に帰られて、うちの団地からもいなくなりました。

あと、困るのは、中国の方は商魂たくましいから、引っ越しをする時、「冷蔵庫 300 円で売ります」と掲示板に張り込んで、売りに出す方もいらっちゃって。ただ、売れなかった場合、それをきちんと処分するならいいのですが、そのまま置いていってしまう。これは別に中国の方だけではないのですが、外国の方はそういう方が多くて困ります。

うちの団地では粗大ごみ代が、年間で大体 400 万ぐらいかかっています。団地全体として、外国人だけでなく日本人も引っ越しの時に置いていってしまう。そういったことも含めて、我々が努力していかなきゃならないのかなと思っています。

だから、まだまだです、生活の中で一緒にやっついこうという、コミュニティーという感覚がまるでないんです。中国のお母さんたちは、平気で夜 10 時にお子さんたちを広場で遊ばせている。日本人のお母さんからしたら、夜 10 時に広場で遊んでいるなんて考えられないわけです。そういう文化の違いとか、いろいろなことで我々自身がそれをわかった上で、対応していかなければならないところもあるし、生活全体で考えるといろいろな問題があります。それでこまねいているんじゃなくて、一歩前へ進めていかないと。たぶん、これからますます増えると思うので、そうなったときに、本当に一緒になって、コミュニティーでできればいいなと思っています。

それから、ベトナムについては最近、私どもの知っている会社も、ベトナムのソフト会社と協定を結んでいて、3 年間、日本のメンバーが向こうに行って IT の教育を教えて、ベトナムのメンバーがこちらに来て勉強しながら仕事を覚えて帰る、そういう協定で、結構来日しています。そういう形なので、ずっといるわけではなく、国に帰って、今度はそれを教えるという立場になる、だから、永住では無いんです。

【会長】 私も外国から来られた方がたくさん住んでいる団地というのを、全国であちこ

ち調べたことがあります。例えば、愛知県の豊田市の保見団地というところ、テレビでよく出ますよね。あそこも3,000世帯ぐらいあって、そのうちの7割ぐらいが外国出身の人。日本人は高齢者が多く、外国から来られた方は、若い人が多いんです。だから、ライフスタイルが全然違うというのもあるし、生活時間が違うんですね。仕事で夜遅く帰ってきて、それから集まって話をしたりするから、どうしても夜遅くまでうるさくなる。そういう生活構造というか、生活時間が違うなんていうのも一つあるかなと思います。なかなかこれはお互いに理解し合うのは大変ですよ。

【委員】 お祭りとか何かもやっぱりそうですよね。

【副会長】 時間の問題でいうと、実は留学生の方は、今言ったベトナムとかミャンマーとか、中国でも一部の方はやっぱりアルバイトをしながらでないと生活できない、学校へ行けない。そうすると、どうしても学校が終わってからアルバイトなので、夜の11時、12時まで働く。そこから家に帰って洗濯とかというと、もう寝るのは1時ぐらい。

そうすると、お隣の部屋から、夜中に洗濯機が動いてうるさいとか、私も不動産業者として年中聞きます。なので、なるべく家に帰るとき、遅い時間はドアのあけ閉めにも気をつけてくださいねというような話をしています。

ごみの問題でいえば、23区で統一されていないくて、割と北区は何でも捨てられるようになっているんですね。ほかの区とかほかの市町村から来ると、北区はこんなに捨てられるんですかとびっくりされます。私どもは業者の立場で、英語、韓国語、中国語に訳されたごみ出しのルールをお渡ししています。

ついこの間、中国の方を転入届のことで区民事務所へお連れしたんです。やはりたくさん外国人がそのときも来ていまして、その時思ったのは、やっぱりごみ出しのルールとかそういったものでも、区役所の一番最初の転入手続きの窓口で資料としてお渡ししてあげると迷わないし、トラブルが少しでも減るのかなと思います。

【会長】 なかなかこれは20年たっても、人が入れかわるから解決していくのは難しい問題ですよ。それでどうやってコミュニケーションをお互いにとり合うかという、そうい

う話ですね。

【委員】 北区ではごみ捨てるのルールを、新しく来た外国人の方に、外国語でパンフレットみたいなものをつくっていないのですか。

【事務局】 清掃事務所で作成しております、各ごみ集積所などに掲示しております。あとは、個別にマンションのオーナーの方から依頼があると、そちらにお渡ししているというのと、今日は持ってきていないのですが、Global Thinking というものを発行しております、年に1回必ずごみ出しのルールというのを見開きで掲載しています。ですので平均的にはお知らせするようにはしております。言語も英・中・ハングルで作成して、駅の広報スタンドには必ず置いています。また、皆さんの目に触れるところに置いています、なかなか浸透するのは難しい状況です。ごみ出しのルールというのは、外国人のみならず日本人でもルールを守らない方がいるので、一概に何とも言えないところです。

【副会長】 本当は転入のその日のうちに渡すのが、一番いいと思うのですが。ごみ出しのルールを窓口で受け取れば、日本はこうやってやるんだなと、そこでまず理解してもらえればいいのかと、思います。

【委員】 町会・自治会も北区全体として不動産の方と、必ず越してきた、新しく新築のマンションができたときには、北区としてそういう協定を結んで、町会・自治会に加入してくださいという、そういう協定を結んでいますよね、今。ですから、既存のところはないんですが、新しくつくったマンションについては、そういう形で町会、コミュニティーとして入っていただきたい。それと同じような形で少しそういったところも、ごみの関係も、少しそういったこともぜひ、そういうコミュニティー関係ともやっぱり連携してやられるといいのではないかと思います。

あとは、私どもは家主さんがURなものですから、中国語、英語、全部張らせました。私どもはダスターシュートなので、そこに何でも捨ててしまうんですが、あれはすぐ詰まってしまうんです。だから、ここに捨てるのはこういうものと、全部を外国語で書かせるようにしました。

高齢者の方は、あれがあると便利なんです、無くなると大変なんです。下までエレベーターで持っていかなければならない。そういったことも含めて、何らかの形でそういうことをやっていかないと。と言いながらも、先ほど言われたように、日本人も守らないのです。

【委員】 私もごみで困ったことがあります。ペットボトルと缶を混ぜて出して、却下されました。何か結構腹が立って、だから、私の便利帳って転入するとくれるじゃないですか。あれの外国語版があるのかなというのも、ちょっと思います。

【事務局】 あります。

【委員】 あるんですか。中国語、韓国語、英語ぐらいはあると。あれにごみのルールを書いてあるといいかなと思うんですけども。

【事務局】 ごみのルールは細かいところですが、よく変わります。既存の生活便利帳とは少し変わってきておりますので、毎年毎年ごみ出しのルールの部分だけはリニューアルして、先ほどのGlobal Thinkingでお知らせしているという状況です。

【会長】 今はフランス語の情報はありますか。

【事務局】 フランス語はまだありません。

【会長】 今後フランス語というのはあったほうがいいですか、フランスの情報は。

【委員】 とても大事なものだと思います。例えば新宿区では、マンションに、フランス語で説明がごみ置き場に書いてあります。確かに新宿区は複雑な分け方ですので、何もわからないフランス人が、捨て方がとても悪かったもので、ごみの捨て方、日常生活の説明書、そういうものがフランス語であります。

【会長】 私が初めてフランスへ行ったのは、1975年、そのころはフランス人はあまり英語をしゃべってくれなかったのですが、今は結構英語をしゃべる方が多くなりましたね。英語である程度読める人もいますよね。

【委員】 多いです。私が日本に来たときに、ごみの捨て方がよくわかりました。絵が書いてあって、イラストを入れたような感じでした。

【会長】 言葉だけだと、読まないですね。

【委員】 簡単なパターンで何か資料ができたらなと思います。

【会長】 あと、中国語のほうはどうですか。簡体語と繁体語と、中国と台湾、この辺はどうですか。

【委員】 簡体字でも、大体わかります。日本はちょうど間の漢字ですね。中国と台湾の間というか。簡体字は読めないけれども、繁体字はみんな大体わかります。

あと、今のごみの件でいいですか。これは、考えたのですが、中国では、学校とか卒業するときに、大量に生活物資がでるんです、学生服とかいろいろ。それを卒業の前に、フリーマーケットを開いて学内で売りさばくんです。だから先ほどの引っ越しのときに、冷蔵庫が300円とお話がありましたけれども、たまにそういうフリーマーケットみたいなのを、団地内で勝手にやっていいのかわかりませんが、やれば、冷蔵庫が安く欲しいという方もいるかもしれないし。

【会長】 引っ越しシーズンにですね。

【委員】 それは引っ越しシーズンだけやっていますよ。

【委員】 そういうフリーマーケットみたいなもの？

【委員】 やっています。外国の方も出品されていらっしゃいます。ただ、自治会に入っていることが前提。あくまで自治会主催。だから自治会に入っていないと出られない。

【会長】 自治会費はいくらぐらいですか。

【委員】 うちの月200円です。多分、北区の中で一番安いと思います。同じ団地でもほかは月500円ですから。

【会長】 でも入らないんですか。

【委員】 5割ですね。

【委員】 あと、もう一ついいですか。中国でいいなと思ったのは、インターネットで、地域のネットがあって、私はこれを売りたいと出品した人と、そのネットを見て、私は買

いたいという人がネットで交流できるんです。中国では車もこれで売買されています。これは区でいう話じゃないかもしれないんですけど。

【委員】 それは今、現実にもうそのネットがあります。日本人で、日本語ネットで近所で、乳母車を売りますとか、300 円で冷蔵庫が買えましたとか、それはもう日本にネットであります。

【委員】 そういう区民版ということもないですけどもね。

【委員】 それは区がやる話じゃないですね。

【会長】 民間でお互い信頼し合う関係ができればいいですね。

【委員】 もう既にあるんですよ。

【会長】 わかりました。大分ごみの話ができました。

【委員】 生活の基本ですから。

【会長】 今日は時間的に、あと 10 分ちょっとで終わらなきゃいけないのですが、進め方についての協議ということで、何かありませんか、進め方で。

【委員】 今いろいろなお話が出た中で、今北区にいる、今日本にいる外国人の問題点なんか、幾つか出てきたと思います。先ほど会長が 10 年は耐えられるようなプランというふうにおっしゃっていましたが、今日本政府としては、労働力をこれから確保していかなければいけないということで、いろいろな動きがありまして、いくつかのプロジェクトチームとかがあります。私たち教育機関に直接かかわっている日本語教育推進議員連盟というのが動いておりまして、これから外国人労働者を日本で受け入れるに当たって、日本語教育というのは非常に大事だろうということで、日本語教育をきちんと国として責任を持って整備しなきゃいけないということなんです。それは非常に歓迎すべきことだと思うんですが。

【会長】 今年の秋ぐらいに国会に法案が出るかもしれませんね。

【委員】 基本法ができると言われていています。それは要するに、これから労働者として日本がたくさんの外国人を迎える時代が来るということなんです。北区も例外ではなく、い

ろいろな形で労働者とか、観光客なんかも来ますし、そういうことをこれから見据えた上で、この会議を進めていったほうがいいのではないかなと思いました。国としてどういう動きをしているのかということ、情報を皆さんで共有しながら、日々議論ができたらいいかなと思います。

【会長】 わかりました。今見ている景色は、10年経つともっと展開しますよと、新しい段階に入りますよ、そのぐらいで考えたほうがいいということですね。

ほかにいかがでしょうか。これからどのような方向で話をしていったらいいか。別に今日、今ご意見が出なくても、後でまた気がついたことを事務局にメールで出していただきなり、電話で言っていただきなりしても構わないし、場合によっては、もし書いていただけるなら、メモのような形で出していただいてももちろん結構です、今はとりあえずよろしいでしょうか。

では、次回どうするかというところに話を進めたいと思います。その他というところですが、これは何かありますか。

【事務局】 事務局から、すみません、2点ばかり事務連絡がございます。

まず、1点目、次回の日程についてですが、第2回目を7月19日の水曜日に、予定させていただければと思っております。

【会長】 いかがですか、時間は7時でよろしいですか。では、7時にしましょうか。7月19日水曜日の夜7時。

【事務局】 また追ってご案内しますが、今回は9階の会場を予定しています。

【会長】 また決まったら教えてください。

【事務局】 2点目を申し上げます。この会議に提出する資料のことですが、今回は初回ということで、全体的な資料を出させていただいているという感じですが、今後は、そのテーマに合った資料を、各回ごとにお出ししていきたいと考えています。今度の第2回目に向けてということになります。そうした中で事務局サイドといたしましては、さまざまな資料をできる限り事前に準備をして、お出ししたいということは考えてまいります。

れども、もし委員の皆様方からこういった資料がありますよといった情報提供も含めて、ご提案も含めて情報がありましたら、ぜひともご協力をお願いできればと考えております。もし、今日この場で具体的にというわけではなく、これから7月の第2回に向けての準備をする中で、もしお気づきの点などがありましたら、ご連絡をいただければと思っております。

【会長】 ということですが、いかがでしょうか。何かこういう資料をみんなで共有したいというのがあれば、ぜひ出していただければと思います。

今日、資料3で検討内容として3つの柱がありました。「日本人と外国人がともに安心して暮らすことができるまちづくり」、「多様性を尊重し、支え合える地域づくり」、「地域における交流の充実」と。このとおりに柱の文書が決まるわけではありませんが、基本的にはこういった考え方でいきたいというのが、今日示されました。

次回の内容については、資料4のところにテーマとして、この指針の方向性についてというふうになっております。どういう将来像を目指すのか、基本目標は何か、目指す施策の方向、できれば指針の骨子案のたたき台まで準備できれば出したいと。ここで議論しないと、あつという間に今度は10月で具体的な施策についてになるので。ですから、できるだけ7月の会議はもう自主的に、この指針の具体的なおおよその姿をみんなでたたいて、ある程度決めていくと、そういう会になるかと思えます。

もちろんこれで決定するわけではないので、10月の会議までに、また修正は当然あるかと思いますが、11月にはもう指針案が作成できるように、とにかく7月の段階ではかなり具体的な議論をしたいと、そのたたき台を区のほうで準備して審議してくださると。私も少し準備に加わろうと思いますが、できるだけ皆さんに参加していただいて、事前に資料ができた範囲でお送りしてもいいし、帰ってこられてから資料を見て意見をいただいてもいいです。そうしましょう。

では、今日はこれぐらいでよろしいでしょうか。何か最後にありますか、一言。

【委員】 私のバックグラウンドだけ。会長とは基本構想審議会という、平成9年、10年

ごろに審議会が開催されて、そのときに学経の委員としておつき合いをいただいたという縁がございまして、その基本構想のときに、多文化共生のもととなる外国人も住みやすいまちづくりということは、政策の方向として加えているわけですが、その当時は国際交流、国際協力というものがメインで、それにつけ加えたという程度の扱いだったかなと思います。その時代とは大きく変わったということで、先ほど概念の転換があったところを、この会で皆様方の英知を結集したのものとして策定できればと思っています。

最近では、保育園の時から外国籍の子どもがいるのが当たり前という、そういう中で今の子は育っておりますので、もちろん親御さんも外国籍の方で、おつき合いをする中では特に違和感を感じるものが少なくなってきたかなというふうに思います。

ですので、これから先もそういったまち自体が変わっていく中で、どのようなまちが必要かということも、審議出来たらと思います。よろしく願いいたします。

【会長】 それでは、一応これでよろしいでしょうか。

先生方、きょうは初回にかかわらず、皆さん活発にご発言いただきましてありがとうございました。次回も実りの多い会になることを祈っております。

では、今日は本当にありがとうございました。これで閉会いたします。